

○金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十六号）【最終改正 平成二十六年十一月二十八日（金融庁告示第六十五号）】

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、入出力装置の技術的基準を次のように定める。

平成二十五年八月二十日

金融庁長官 畑中龍太郎

開示用電子情報処理組織（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）を使用して電子開示手続（同条に規定する電子開示手続をいう。）又は任意電子開示手続（同条に規定する任意電子開示手続をいう。）を行う者の使用に係る入出力装置は、同条の電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、かつ、接続した際に当該電子計算機より付与されるプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を正常に稼働させることができるもので、次の各号に掲げる場合の区分に応じ

、当該各号に定める基準に適合する形式により作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線を通じて同条の電子計算機に備えられたファイルへ記録することができ、る機能を備えたものとする。

一 別表第一の書類の欄に掲げる書類であつて、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（当該様式により作成する書類の訂正に係る書類を除き、法第九十三條の二第一項に規定する監査証明を添付する場合は、当該監査証明に係る書類を含む。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）に基づき提出する臨時報告書（法第二十四條の五第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する臨時報告書をいう。以下同じ。）（当該臨時報告書の訂正に係る書類を除く。）を提出する場合 次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格CSS二・一仕様書に適合するもの

ロ 拡張可能な事業報告言語（XBRL二・一及びIn lineXBRL一・〇）に適合するもの

二 別表第一の書類の欄に掲げる書類であつて、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものの訂正

に係る書類（法第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する訂正発行登録書を除く。）及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に基づき提出する臨時報告書の訂正に係る書類並びに別表第二の書類の欄に掲げる書類であつて、同表の様式の欄に掲げる様式により作成するものを提出する場合 次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格HTML四・〇一仕様書、XHTML一・〇仕様書又はXHTML一・一仕様書に適合するもの

ロ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格CSS二・一仕様書に適合するもの

ハ 拡張可能な事業報告言語（XBRL二・一及びInlineXBRL一・〇）に適合するもの

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる全ての基準

イ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格HTML四・〇一仕様書、XHTML一・〇仕様書又はXHTML一・一仕様書に適合するもの

ロ ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム規格CSS二・一仕様書に適合するもの

附則

1 金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十年金融庁告示第二十六号）は廃止する。

2 この告示は、附則別表第一の書類及び様式の欄に掲げる書類及び様式ごとに、同表の適用対象の欄に定めるもの及びその訂正に係る書類について適用し、当該欄に定めのないもの及びその訂正に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同表の書類の欄に掲げる有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）のうち同表の様式の欄に掲げる様式により作成するもの（同表の適用対象の欄に定めのないものに限る。）に係る法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による訂正届出書（平成二十五年十二月三十一日以後に終了する特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る有価証券報告書（当該特定期間が六月を超えないものに限る。）の提出後、遅滞なく提出するものに限る。）については、前項の規定による廃止前の金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件第一項第二号の基準を適用する。

- 3 附則別表第二の書類の欄に掲げる書類のうち、平成二十五年九月十七日以後に提出するものについては、この告示を適用することができる。
- 4 前項の規定によりこの告示を適用して提出した書類の訂正に係る書類については、この告示を適用する。
- 5 附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した公開買付届出書（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）に規定する公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）に係る公開買付撤回届出書（法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付撤回届出書をいう。）、公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付報告書をいう。）、公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付報告書をいう。）、及び対質問回答報告書（法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において同じ。）については、この告示を適用する。
- 6 附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において

同じ。)又は変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。以下この項及び附則別表第一並びに附則別表第二において同じ。)に係る変更報告書については、この告示を適用する。

附則別表第一

府令	書類	様式	適用対象
<p>企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）</p>	<p>有価証券届出書 （法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。）第八章、</p>	<p>第二号様式 第二号の四様式 第二号の五様式 第二号の六様式 第二号の七様式</p>	<p>経理の状況に記載する財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。以下この表において同じ。）又は連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第一条第一項に規定する連結財務諸表</p>

<p>四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下この表において「四半期財務諸表等規則」という。）第七章及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下この表において「中間財務諸表等規則」という。）第七章</p>		<p>をいう。以下この表において同じ。）の事業年度又は連結会計年度が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するものただし、経理の状況に記載すべき財務諸表等（財務諸表又は連結財務諸表をいう。以下この表において同じ。）がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
<p>第二号の二様式</p>	<p>組込情報として添付する</p>	

<p>の規定により、外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ。）として記載するものを除く。）</p>	
<p>第二号の三様式</p>	<p>最近事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類に記載する財務諸表等の事業年度又は連結会計年度が平成二十五年十月三十一日以後に終了するもの</p> <p>参照書類として記載する有価証券報告書及びその添付書類に記載する財務諸表等の事業年度又は連結会計年度が平成二十五年十二月三十一日以後に</p>

		<p>終了するもの</p> <p>経理の状況に記載する財務書類の事業年度が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの</p> <p>ただし、経理の状況に記載すべき財務書類がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
<p>有価証券報告書</p> <p>(法第二十四条第一項)</p> <p>法第二十七条において準</p>	<p>第七号様式</p> <p>第七号の四様式</p>	
	<p>第三号様式</p> <p>第三号の二様式</p> <p>第四号様式</p>	<p>平成二十五年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係るもの</p>

<p>用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書をいい、財務諸表等規則第八章、四半期財務諸表等規則第七章及び中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として記載するものを除く。</p>	<p>第八号様式 第九号様式</p>

四半期報告書

第四号の三様式

平成二十六年一月一日以

(法第二十四条の四の七

第九号の三様式

後に開始する事業年度に

第一項(法第二十七条に

属する四半期会計期間に

おいて準用する場合を含

係るもの

む。)に規定する四半期

報告書をいい、四半期財

務諸表等規則第七章の規

定により、外国会社がそ

の本国又はその本国以外

の本邦外地域において開

示している財務計算に関

する書類を四半期財務書

類として記載するものを

<p>除く。)</p>	<p>半期報告書</p> <p>(法第二十四条の五第一項 (法第二十七条において準用する場合を含む。)</p> <p>に規定する半期報告書をいい、中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として記</p>	<p>第五号様式</p> <p>第五号の二様式</p> <p>第十号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に開始する事業年度に属する中間会計期間に係るもの</p>
-------------	--	--	---

載するものを除く。)	臨時報告書	発行登録書 (法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。)	発行登録追補書類 (法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。)	自己株券買付状況報告書
	第五号の三様式	第十一号様式 第十一号の二様式 第十一号の二の二様式	第十二号様式 第十二号の二様式	第十七号様式
	平成二十六年一月一日以後に提出するもの	平成二十六年一月一日以後に提出するもの	平成二十六年一月一日以後に提出する発行登録書 (法第二十三条の三第一項に規定する発行登録書をいう。)	平成二十六年一月一日以後に提出するもの

	<p>(法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。附則別表第二において同じ。)</p>
<p>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第五条第一項の規定による届出書</p>
<p>第四号様式</p>	<p>後に提出するもの</p>
	<p>ファンドの経理状況に記載する財務諸表の計算期間(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十三条に定める期間をいう。以下この表において同じ。)が平成二十五年十二月三十一日以</p>

をいう。)

	第四号の三様式
後に終了するもの ただし、ファンドの経理 状況に記載すべき財務諸 表がない場合は、平成二 十六年一月一日以後に提 出するもの	投資法人の経理状況に記 載する財務諸表の計算期 間が平成二十五年十二 月三十一日以後に終了す るもの ただし、投資法人の経理 状況に記載すべき財務諸

	<p>第四号の三の二様式</p>
<p>表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>	<p>組込情報として添付する最近計算期間に係る有価証券報告書（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。以下この表において同じ。）及びその添付書類に</p>

<p>第四号の三の三様式</p>	
<p>参照書類として記載する 有価証券報告書及びその 添付書類に記載される財 務諸表の計算期間が平成 二十五年十二月三十一日 以後に終了するもの</p>	<p>記載する財務諸表の計算 期間が平成二十五年十二 月三十一日以後に終了す るもの</p>
<p>第五号の二様式</p>	<p>經理の状況に記載する財 務諸表の計算期間が平成 二十五年十二月三十一日</p>

	<p>第五号の四様式</p>
<p>以後に終了するもの ただし、経理の状況に記載すべき財務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>	<p>特定信託財産の経理状況に記載する財務諸表の計算期間が平成二十五年十月三十一日以後に終了するもの ただし、特定信託財産の経理状況に記載すべき財</p>

	第六号様式
<p>務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>	<p>信託財産の経理状況に記載する財務諸表の計算期間が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの</p> <p>ただし、信託財産の経理状況に記載すべき財務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>

	<p>有価証券報告書</p>	<p>第六号の五様式</p>	<p>組合等の経理状況に記載する財務諸表の事業年度が平成二十五年十二月三十一日以後に終了するもの</p>
	<p>第七号様式</p>	<p>ただし、組合等の経理状況に記載すべき財務諸表がない場合は、平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>	
<p>第七号の三様式</p>	<p>平成二十五年十二月三十一日以後に終了する特定</p>		
<p>第八号の二様式</p>	<p>期間に係るもの</p>		

	<p>第八号の四様式 第九号様式 第九号の五様式</p>	
<p>半期報告書 （法第二十四条の五第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）</p>	<p>第十号様式 第十号の三様式 第十一号の二様式 第十一号の四様式 第十二号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に開始する計算期間に属する中間計算期間（計算期間開始の日から起算して六月を経過する日までの期間をいう。）に係るもの</p>
	<p>第十二号の五様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に開始する事業年度に属する中間会計期間に係</p>

<p>発行登録書</p> <p>(法第二十三条の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録書をいう。)</p>	<p>第十五号様式</p> <p>第十五号の三様式</p>	<p>るもの</p> <p>平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
<p>発行登録追補書類</p> <p>(法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類をいう。)</p>	<p>第二十一号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出する発行登録書</p> <p>(法第二十三条の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録書</p>

	<p>臨時報告書</p>	<p>様式なし</p>	<p>をいう。)に係るもの 平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）</p>	<p>公開買付届出書 （法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）</p>	<p>第二号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
	<p>意見表明報告書 （法第二十七条の十第一項に規定する意見表明報</p>	<p>第四号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出された公開買付届出書（法第二十七条の</p>

<p>発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関</p>			
<p>公開買付届出書 (法第二十七条の二十二)</p>	<p>対質問回答報告書</p>	<p>報告書をいう。 二項に規定する公開買付報告書をいう。 (法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。)</p>	<p>撤回届出書をいう。 三項に規定する公開買付届出書をいう。 公開買付撤回届出書 (法第二十七条の十一第二項に規定する公開買付届出書をいう。)</p>
<p>第二号様式</p>	<p>第八号様式</p>	<p>第六号様式</p>	<p>第五号様式</p>
<p>後に提出するもの</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出するもの 三第二項に規定する公開買付届出書(同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。)をいう。 に係るもの。</p>		

	<p>する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）</p>		
<p>公開買付報告書</p>	<p>の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）</p>	<p>第三号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出された公開買付届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）</p>
<p>公開買付届出書</p>	<p>（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）</p>	<p>第四号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出された公開買付届出書（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書をいう。）</p>

	<p>(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。)</p>		<p>定する内閣府令で定める添付書類を除く。)をいう。)に係るもの</p>
<p>株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 (平成二年大蔵省令第三十六号)</p>	<p>大量保有報告書又は変更報告書</p>	<p>第一号様式 第二号様式 第三号様式</p>	<p>平成二十六年一月一日以後に提出するもの</p>
<p>財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令 (平成十九年</p>	<p>内部統制報告書 (法第二十四条の四の四第一項 (法第二十七条に</p>	<p>第一号様式</p>	<p>平成二十五年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係るもの</p>
<p>において準用する場合を含む</p>			

附則別表第二

<p>内閣府令第六十二号</p>	<p>む。に規定する内部統 制報告書をいう。附則別 表第二において同じ。）</p>		
<p>府令</p>	<p>書類</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>臨時報告書</p>
<p>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>自己株券買付状況報告書</p>	<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に 関する内閣府令</p>	<p>臨時報告書</p>
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に 関する内閣府令</p>	<p>公開買付届出書 (法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出 書(同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除 く。)をいう。)</p>		

	<p>発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p>
<p>意見表明報告書</p>	<p>公開買付撤回届出書 (法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。)</p>
<p>公開買付報告書 (法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。)</p>	<p>対質問回答報告書</p>
<p>公開買付届出書 (法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書(同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。)をいう。)</p>	

別表第一

<p>財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令</p>	<p>株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令</p>		
<p>内部統制報告書</p>	<p>大量保有報告書又は変更報告書</p>	<p>公開買付報告書 (法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。)</p>	<p>公開買付撤回届出書 (法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。)</p>

府 令	書 類	様 式
<p>企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）</p>	<p>有価証券届出書 （法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいう。）</p>	<p>第二号様式 第二号の二様式 第二号の三様式 第二号の四様式 第二号の五様式 第二号の六様式 第二号の七様式</p>
<p>有価証券報告書 （法第二十四条第一項（法第二十七條において準用する場合を含む）に規定する有価証券報告書をいう。）</p>	<p>第三号様式 第三号の二様式 第四号様式</p>	

<p>四半期報告書</p> <p>(法第二十四条の四の七第一項) 法第二十七条において準用する場 合を含む。)に規定する四半期報 告書をいう。)</p>	<p>第四号の三様式</p>
<p>半期報告書</p> <p>(法第二十四条の五第一項(法第 二十七条において準用する場合を 含む。)に規定する半期報告書を いう。)</p>	<p>第五号様式</p> <p>第五号の二様式</p>
<p>臨時報告書</p>	<p>第五号の三様式</p>
<p>発行登録書</p> <p>(法第二十三条の三第一項に規定</p>	<p>第十一号様式</p> <p>第十一号の二様式</p>

	<p>する発行登録書をいう。）</p> <p>発行登録追補書類</p> <p>（法第二十三条の八第一項に規定する発行登録追補書類をいう。）</p> <p>自己株券買付状況報告書</p> <p>（法第二十四条の六第二項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。）</p>	<p>第十一号の二の様式</p> <p>第十二号様式</p> <p>第十二号の二様式</p> <p>第十七号様式</p>
<p>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>有価証券届出書</p> <p>（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用す</p>	<p>第四号様式</p> <p>第四号の三様式</p> <p>第四号の三の二様式</p> <p>第四号の三の三様式</p>

<p>る法第五条第一項の規定による届出書をいう。)</p>	
<p>募集事項等記載書面 (法第五条第十項に規定する募集事項等記載書面をいう。)</p>	<p>第六号の七様式</p>
<p>有価証券報告書 (法第二十四条第五項において準用する同条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書をいう。)</p>	<p>第七号様式 第七号の三様式</p>
<p>半期報告書 (法第二十四条の五第三項(法第</p>	<p>第十号様式 第十号の三様式</p>

<p>二十一条において準用する場合を含む。)</p> <p>二十二条において準用する法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)</p> <p>に規定する半期報告書をいう。)</p>	
<p>発行登録書</p> <p>(法第二十三条の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録書をいう。)</p>	<p>第十五号様式</p>
<p>発行登録追補書類</p> <p>(法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を</p>	<p>第二十一号様式</p>

	<p>含む。)に規定する発行登録追補書類をいう。)</p> <p>自己株券買付状況報告書</p> <p>(法第二十四条の六第一項に規定する自己株券買付状況報告書をいう。)</p>	<p>第二十五号の三様式</p>
<p>発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令</p> <p>(平成二年大蔵省令第三十八号)</p>	<p>公開買付届出書</p> <p>(法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書(同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。)をいう。)</p> <p>意見表明報告書</p> <p>(法第二十七条の十第一項に規定</p>	<p>第二号様式</p> <p>第四号様式</p>

<p>発行者による上場株券等の公開買</p>			
<p>公開買付届出書</p>	<p>する意見表明報告書をいう。)</p> <p>公開買付撤回届出書</p> <p>(法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。)</p> <p>公開買付報告書</p> <p>(法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。)</p> <p>対質問回答報告書</p> <p>(法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。)</p>	<p>第五号様式</p>	
<p>第二号様式</p>	<p>第八号様式</p>	<p>第六号様式</p>	

付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

<p>（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項に規定する公開買付届出書（同項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）</p>	
<p>公開買付撤回届出書 （法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十一第三項に規定する公開買付撤回届出書をいう。）</p>	<p>第三号様式</p>
<p>公開買付報告書 （法第二十七条の二十二の二第二</p>	<p>第四号様式</p>

<p>株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）</p>	<p>項において準用する法第二十七条の十三第二項に規定する公開買付報告書をいう。）</p> <p>大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。）又は変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。）</p>	<p>第一号様式 第二号様式 第三号様式</p>
<p>財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内</p>	<p>内部統制報告書 （法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場</p>	<p>第一号様式</p>

別表第二

<p>閣府令第六十二号)</p>	<p>合を含む。)に規定する内部統制報告書をいう。)</p>	
<p>府令</p>	<p>書類</p>	<p>様式</p>
<p>企業内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。</p>	<p>第七号様式 第七号の四様式</p>

）第八章、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下この表において「四半期財務諸表等規則」という。）第七章及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下この表において「中間財務諸表等規則」という。）第七章の規定により、外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又

<p>はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ。）として記載するものを除く。</p>	<p>有価証券報告書</p> <p>（法第二十四条第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいい、財務諸表等規則第八章、四半期財務諸表等規則第七章及び中</p>
	<p>第八号様式</p> <p>第九号様式</p>

<p>間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類として記載するものを除く。）</p>	<p>四半期報告書 （法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいい、四半期財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社 がその本国又はその本国以外の本</p>
	<p>第九号の三様式</p>

<p>邦外地域において開示している財務計算に関する書類を四半期財務書類として記載するものを除く。</p>	
<p>半期報告書</p> <p>(法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書を含む、中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として</p>	<p>第十号様式</p>

	記載するものを除く。）	
<p>特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令</p>	<p>有価証券届出書</p> <p>（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第五条第一項の規定による届出書をいう。）</p> <p>有価証券報告書</p> <p>（法第二十四条第五項において準用する同条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう</p>	<p>第五号の二様式</p> <p>第五号の四様式</p> <p>第六号様式</p> <p>第六号の五様式</p> <p>第八号の二様式</p> <p>第八号の四様式</p> <p>第九号様式</p> <p>第九号の五様式</p>

	<p>半期報告書 (法第二十四条の五第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する半期報告書をいう。</p>	<p>第十一号の二様式 第十一号の四様式 第十二号様式 第十二号の五様式</p>
--	---	---